第112号様式その1　新規用　希望番号　株式会社西博運輸　0240 九州日野自動車株式会社　(1278639)

自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)

知事殿

次のとおり申告(報告)します。　令和 2年 1月 24日

2020年 1月29日 19時11分

九州日野自動車(株)

申告区分	1. 新規登録（新車）　2. 新規登録（中古車）　8. その他（　）
取得原因	1
課税区分	1. 課税　2. 非課税　3. 課税免除　4. 減免（障害者・その他）　5. 免税点以下　6. 商品車　7. その他（　）
種別割	1
環境性能割	1

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
	福岡	830	か	303

旧登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録（取得・変更・廃車等）年月日	初度登録年月（初度検査年月）
					5 02 01 24	5 02 01

用途：01. 乗用車　02. トラック(貨物)　03. トラック(貨客兼用車)　04. トラック(けん引車)　05. トラック(被けん引車)　06. バス(一般乗合用)　07. バス(その他(　))　08. 三輪小型　09. 特種用途自動車(　)　10. その他(　)　11. バス(一般貸切用)　09

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1.普通　2.小型　3.三輪　1	1.営業用　2.自家用　1	冷蔵冷凍車	日野	2PG-FR1AHG

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号（下7桁で可）	類別区分番号
2 人（　人）	13,300 kg（　kg）	11,570 kg	24,980 kg	105118	

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ロータリー数	燃料の種類
A09C	1,196 cm	249 cm	376 cm	8.86 l / kw		1.ガソリン　2.軽油　3.その他（　）　2

車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号
令和 3年 1月 23日	

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
使用者住所地に同じ

取得前の用途：1. 営業用　2. 自家用　3. その他（　）　年

所有形態：1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車　5. 譲渡担保　6. その他（　）　4

納税（申告・報告）義務者

住所又は所在地	〒105-0014 東京都港区芝5丁目34－7
	（ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入）
（フリガナ）氏名又は名称	ミツビシオートリースカブシキガイシャ　三菱オートリース株式会社　印
生年月日	年号（1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成　5.令和）　年　月　日
電話番号	03-5476-0217（左詰で記入）

所有者

住所又は所在地	東京都港区芝5丁目34－7
（フリガナ）氏名又は名称	ミツビシオートリースカブシキガイシャ　三菱オートリース株式会社

使用者

住所又は所在地	福岡県宗像市王丸779－2
（フリガナ）氏名又は名称	株式会社西博運輸

環境性能割

通常の取得価額：車両本体（課税標準基準額）	1,060,2,000円
付加物	,000円
付加物の内訳（品名）（価額）	円
課税標準額	1,060,2,000円
税額 0.50/100	5,300円
税率区分	記載要領14を参照　4 5

燃費	変速装置	構造	バリアフリー・ASV特例
km/l	AT・MT	A B1・B2	受・否　記載要領16を参照

種別割

種別割年税額	57,700円
税額　2月/12	9,600円
グリーン化特例	1.電気・天然ガス・PHV・CD適用車　2.☆☆☆☆かつR2年度燃費基準＋30%達成　3.☆☆☆☆かつR2年度燃費基準＋10%達成　4.(H30年度)電気・天然ガス・PHV・CD適用車　5.(H30年度)☆☆☆☆かつR2年度燃費基準＋30%達成　6.(H30年度)☆☆☆☆かつR2年度燃費基準＋10%達成　7.ガソリン・LPG車新車新規登録13年超　8.ディーゼル車新車新規登録11年超
税額の合計	62,600円

（領収印）　納税済証

収納代金領収済　24.01.20　国庫　収納計算取扱人

継続検査及び構造等変更検査用の納税証明として使用する場合の有効期限は、翌年度の5月30日です。（領収印のないものは無効）

関わる者以外に当該申告に申告・報告義務者

住所又は所在地	福岡市東区千早3丁目9－23
氏名又は名称	行政書士　喜田　秀生
電話番号	092-682-1069

※下の欄には記入しないでください(職員記入)。

環境性能割	減免額・減免後の額	
種別割	減免額・減免後の額	

文字はかい書で、ていねいに記入してください。

（備考）

1　自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。

2　売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。

3　形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

(※)この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

NO. 3831 ―― P. 1/1